

---

米国の規制改革及び競争政策に関する  
日本国政府の要望事項

---

平成 16 年 10 月 14 日

## はじめに

1997年以降4年間にわたり行われてきた「規制緩和及び競争政策に関する強化されたイニシアティブ」及び、2001年6月30日の日米首脳会談において小泉総理とブッシュ大統領により設立された「成長のための日米経済パートナーシップ」(「パートナーシップ」)の下での「規制改革及び競争政策イニシアティブ」(「規制改革イニシアティブ」)の一年目から三年目までの対話は、両国の規制・制度面での問題を明らかにし、不要な規制の減少、競争の強化、及び市場アクセスの改善を図る上で成果をあげてきた。

しかしながら、米国の規制・制度の中には、依然として、(1)米国特有であり、国際基準に調和していないもの、(2)自由貿易の理念に反するもの、(3)公正な競争を阻害するものが見られるのも、また事実である。特に、WTO紛争解決手続においてWTO協定に整合的でないことが確定したにもかかわらず、米国がその是正のための措置を完了していない法律や決定は、多角的自由貿易体制の維持のために、米国が主体的に改善すべきものである。また、米国の投資関連措置の中には、米国で事業活動を行う又は行おうとする日本企業に不合理な負担を課すものとして、無視できない懸念材料となっているものも多く含まれている。

さらに、日本国政府は、領事、流通、輸出管理などの分野における米国政府による一連の政策変更・規制強化が、日米両国間の活発かつ円滑な通商関係や人の交流を阻害しかねないとの危惧を強めている。日本国政府は、米国政府がテロとの闘いを遂行していく中で国土の安全を確保する必要性がますます高まっているためにこれらの措置を採ってきたものであることを理解している。しかし同時に、世界の二大経済であり緊密な同盟国である両政府は協力して、これらの措置が、日米両国間の経済関係に否定的な影響を与えないように努力すべきである。これは、こうした取り組みこそが、日米両国とともに世界の持続可能な成長を促進する「パートナーシップ」の目的に適うと考えるからである。

このような現状認識及びこれまでの三年間の対話の成果を踏まえ、日本国政府は、規制改革イニシアティブの下での四年目の対話を開始するにあたり、米国政府に対し、規制改革及び競争政策に関する要望書を提出する。日本国政府としては、本要望書を十分反映させる形で、米国政府の政策の改善や更なる規制改革及び競争政策の推進を求めていく方針である。

日本国政府として、この規制改革イニシアティブの下での米国政府との率直かつ建設的な対話が、日米経済関係の更なる強化及び深化に大きく資することを強く望む。日米両国は、経済成長の推進、経済調和の促進、及び開かれた多国間貿易システムの強化のための指導的な役割を担っていることを十分に認識し、グローバル化時代における対話と協力のモデルを自ら示していかなばならない。そして、かかる対話を可能とするために、米国政府が、双方通行の対話の原則に基づき、本要望書に掲げられた各要望事項につき真剣に検討し、具体的な成果を上げるべく積極的に行動することを期待する。

# 米国の規制改革及び競争政策に関する日本国政府の要望事項

## 目 次

<b><u>I. 規制改革及び競争政策に関する分野横断的な問題</u></b>	1
1．領事事項	1
2．貿易・投資関連措置	11
3．流通	20
4．制裁法	25
5．競争政策	27
6．法律サービス及びその他法律関連事項	28
<b><u>II. 電気通信</u></b>	31
<b><u>III. 情報技術（IT）</u></b>	35
<b><u>IV. エネルギー</u></b>	37
<b><u>V. 医療機器・医薬品</u></b>	40
<b><u>        金融サービス</u></b>	42

## I. 規制改革及び競争政策に関する分野横断的な問題

### 1. 領事事項

日米関係の深化とともに、現在では多くの日本国民が米国へ渡航している。（米国在留の日本国民は、2003年10月1日の時点で331,677人（外務省「海外在留邦人数調査統計（平成16年版）」）。2003年度に米国に入国した日本人は延べ3,589,544人（米国市民権移民局「2003年出入国統計年鑑」）であり、英国、メキシコに次いで第3位となっている。）日本国政府としては、これらすべての人々が円滑に米国に入国し、米国での滞在を特段の支障なく送れるようにすることが緊密な日米経済の基礎となると考えている。

ここ数年、米国政府は領事関連の規制を度々変更してきている。日本国民からの質問に的確に答え、制度に則って正しく規制が行われるためにも、入国管理官や各地の関連する連邦出先機関に対し、規制の内容を正確かつ迅速に周知していくことを、これまでと同様に要望する。

個別の要望は以下のとおりである。

#### **（1）旅券への生体情報の搭載**

「2002年米国国境警備強化及び査証入国改正法」第303条は、2004年10月26日までに、生体情報を搭載した旅券を発給する計画を有していると米国政府が認めない査証（ビザ）免除対象国に対しては、同日以降ビザ免除プログラムの適用を停止すること、及び仮に計画が承認されてビザ免除プログラムが継続された場合であっても、同日以降に発給された旅券に生体情報が記録されていない場合、当該旅券所持者に対してビザ取得を要求することを定めていた。しかし、日本を始めとする各国の働きかけもあって、米国議会は「ビザ免除国に対する生体情報搭載旅券導入期限を一年間延長する法案」を可決し、生体情報搭載旅券導入期限は2005年10月26日となった。日本国政府は、この法改正を歓迎する。

また、国務省からの2004年9月26日付け文書をもって、米国政府は、日本の生体情報搭載旅券の発給計画は「2002年米国国境警備強化及び査証入国改正法」の要件を満たすものであることを認定した。これにより、日本は2005年10月26日以降も引き続き米国ビザ免除プログラムの対象国として継続され、2005年10月25日以前に発給された日本の機械読み取り式旅券は、生体情報が記録されていなくともその有効期間中はビザ免除プログラムが適用されることが明らかになった。日本国政府はこの認定を歓迎する。

日本はこれまで、生体情報搭載旅券の開発を最大限のスピードで進めてきた。しかしながら、導入計画が最も順調に進んだとしても、日本における生体情報搭載旅券の発給準備が完了するのは2006年3月になると見込まれている。したがって、現行の生体情報搭載旅券導入期限である2005年10月26日から2006年3月までの間の約5か月におよそ70万人もの日本国民が米国渡航のために新たにビザを申請しなければならないこととなる。これは、現在日本において同等の期間に日本国内で発給されている米国入国ビザ数の約10倍にも達するものであり、ビザ発給手続に要する時間及び費用にかんがみれば、日本国民にとってこれが大きな負担となることは明らかである。

ついては、以下を要望する。

- (a) 生体情報搭載旅券導入期限を更に1年間延長し、日本国民が米国のビザ免除プログラムからたとえ一定期間のみであっても除外されることのないようにしていただきたい。
- (b) 又は、再度の法改正以外の選択肢として、例えば2005年10月26日の時点で、「半年以内に生体情報搭載旅券導入可能」であることを確認できる国については、本件期限を適用しないという提案について真剣に検討していただきたい。

### **(2) 非機械読み取り式旅券所持者に対するビザ免除措置の停止**

米国政府は、本年10月26日より、非機械読み取り式旅券を所持する外国人が米国へ入国する場合には、入国前のビザ取得を求めることとしている。

日本国政府は、渡航先で旅券を紛失し、又はその盗難に遭い、旅券の再発給を待たずに緊急に帰国を希望する旅行者に対して、在外公館において、帰国のみ有効な渡航用文書を発給している。同文書は機械読み取り式ではないため、本年10月26日以降は、同文書を所持して日本に帰国しようとする日本国民はビザ免除の対象外となり、例えば米国以外の米州諸国から米国経由便等で日本に緊急帰国するといった場合に、米国公館にて面接を受け、米国通過ビザを取得しなければならなくなる。その結果、旅行者は出発国(旅券を失った国)に一定期間余分に滞在しなければならず、円滑な帰国が妨げられ、金銭的・心理的負担も極めて大きなものとなる。

ついては、帰国のみ有効な渡航用文書を所持するビザ免除プログラム対象国国民に対しては、特例措置としてこれまで同様ビザ免除措置を継続していただきたい。

### **(3) 出入国地点における生体情報による出入国管理**

本年1月5日から「US-VISITプログラム」が実施され、公用・国際機関ビザ所持者等を除くすべてのビザ所持者を対象として米国入国地点において指紋情報の電子的読み取り及び顔写真撮影が行われている。さらに、本年9月30日からは、本件措置の適用対象にビザ免除対

象者も含まれることになり、12月31日からは50の主要な陸路入国地点でもUS-VISITプログラムが適用される。また、生体情報による出国確認の試験運用も各地で開始されている。

同プログラムの導入以降、入国審査に時間を要し、乗り継ぎ便に間に合わないような事態も起こっており、企業活動などにおいて不便が生じている。また、日本国民は、自らの指紋情報が半永久的に米国政府に管理されていることへの不安を依然として有している。日本国政府の要望にこたえ、米国政府が、US-VISITプログラムの目的と運用について、英語版、スペイン語版とともに日本語版のパンフレットを作成したこと、及び在京米国大使館がUS-VISITプログラムに関する説明会を開催したことは、日本国民のこのプログラムに対する不安を軽減するために有益な取組であり、歓迎する。しかしながら、日本国民の本プログラムに対する理解を一層深めることが求められる。

さらに、米国・メキシコ国境経済地域のいわゆる「マキラドーラ」企業に勤務する日本人駐在員は、出勤時に米国側からメキシコ側へと国境を越え、帰宅時に米国に再入国しており、US-VISITプログラムの陸路入国地点への適用拡大後は日々の帰宅の度に指紋スキャン及び顔写真撮影をされることになると想定される。その結果、現在でも1時間以上を要する場合がある陸路での入国が一層混雑することが予想される。

以上の事情を踏まえ、以下を要望する。

- (a) 本年9月30日の適用対象拡大以降は年間平均延べ450万人の日本人米国渡航者が対象となると想定される。したがって、同日以降の入国審査の混雑状況を改めて幅広く調査し、必要な場合には人員の増加等の体制強化を図ることで、入国審査の迅速化を行っていただきたい。
- (b) 指紋情報を読み取られることについての日本国民の不安を軽減するために、指紋情報読み取りがインクを使わず電子スキャナでごく短時間に行われているという事実及び個人情報保護のために米国政府が講じている一連の措置を一層積極的に広報していただきたい。
- (c) 米国・メキシコ国境において想定される混雑を回避するために米国政府が採っている（又は採ることを予定している）措置を早急に明らかにしていただきたい。

#### **(4) ビザ手続**

##### **(a) ビザ申請取得可能な在日米国公館の拡大**

本年7月1日より、外交、国際機関、NATO ビザ申請者並びに80歳以上又は13歳以下の申請者を除くすべてのビザ申請者は面接と生体情報の提供を義務づけられることとなった。しかし、日本において面接を受けることができるのは東京の大使館、大阪・神戸総領

事館及び沖縄総領事館に限定されている。したがって、北海道や九州在住の申請者は高額  
の交通費、滞在費をかけて東京や大阪まで申請に行かなければならない。

については、昨年に引き続き、札幌、名古屋及び福岡の各米国領事館における面接及び生  
体情報読み取り措置の実施を要望する。また、例えばテレビ会議システムによる面接導入  
等の改善措置を実施する可能性も検討していただきたい。

### **(b) ビザ更新手続の効率化**

本年7月16日以降、米国国務省での郵送によるビザ更新手続が中止された。したがって、  
米国国内のビザ更新申請者は、日本に帰国するか、あるいは隣国であるカナダ又はメキシ  
コを始めとする第三国の米国在外公館に出向かなければならなくなった。その結果、日本  
人駐在員やその家族に以下のような影響が出ている。

#### **・駐在員と家族のビザ更新に係る金銭的負担**

往復の旅費・宿泊費・申請費用等を合わせると、一人あたりおおむね1,500~6,000  
ドルの負担が生じている（米国東海岸に住む4人家族の場合、企業が負担する一時帰国  
費用が15,000ドルにのぼった例もある）。さらに、日本企業1社が負担する社員のビ  
ザ更新関連費用が1億円（約90万ドル）を超えた例もある。

#### **・業務への影響**

駐在員がビザ更新のために数週間帰国している間、その所属部署の業務が滞り、別途  
日本から新たに駐在員を呼び寄せる例が表れている。この場合、当該駐在員呼び寄せに  
別途数千ドルを要する。また、駐在員が1名から数名しかいないような企業の場合、1  
名がビザ更新のために1か月程度米国を留守にすれば、当該企業の活動のすべてまたは  
かなりの部分が機能しなくなる。このため、人事システムを見直し、駐在員のビザの期  
限切れをもって駐在員そのものを交替させている企業もある。

#### **・駐在員の子女の教育面での影響**

駐在員の子女は、ビザ更新のために一時帰国又はカナダ若しくはメキシコに旅行して  
いる間、米国で通学できないこととなる。このため、出席日数不足のため進級が不可能  
となるのではないかと不安が在留邦人の間にある。

これまで、年間数千人もの日本人駐在員が国務省による更新を利用してきており、その  
多くは、日本企業の米国事務所長などとして米国経済に大きく貢献している人々である。

については、以下を要望する。

(i) 国務省によるビザ更新手続きを再開していただきたい。特に、

- a. 米国内で生体情報読取り措置を実施できないことが本手続き復活の障害なのであれば、各空港において US-VISIT プログラム実施のため設置されている機器をビザ更新希望者のために活用することを検討していただきたい。（生体情報読取りについての米国法令上の要件は、「米国入国ビザには生体情報が搭載されていなければならない」ということのみである。すなわち、生体情報の採取を具体的にどこで行うのかについては運用の問題であると考える。）
- b. また、企業内転勤ビザ（L）のような身元保証がより確実な一定の種類のビザに限って再開するという可能性についても検討していただきたい。
- (ii) 投資・貿易（E）ビザの第三国での更新を認めていただきたい。E ビザは第三国では更新できないとする根拠法令等はなく、人員不足といった現場の事情によって更新申請が拒否されている例もあると承知している。したがって、カナダやメキシコ所在の米国公館における人員配置の見直しを含め、現場での対応体制を強化していただきたい。
- (iii) 日本、カナダ、メキシコのいずれでビザ更新を行うにせよ、更新に要する時間を短縮していただきたい。具体的には、更新申請については1～3日以内に優先的に処理する体制の構築や、面接前に一定の審査を終え、面接後数日程度で確実に更新されたビザが発給されるようにしていただきたい。

### (c) ビザ発給及び有効期限について

- (i) 上記（b）に挙げたように、ビザ更新は日本国民にとって大きな負担となっている。そこで、更新の需要そのものを減らすという観点から、ビザの有効期間自体を長くすることが問題解決に資すると思われる。ついては、日米査証取極を遵守し、L ビザについて、滞在許可証の有効期限である2年又は3年間のみ有効なビザしか発給していない現在の慣行を改め、E ビザと同じく、5年間有効の就労ビザを発給していただきたい。
- (ii) E ビザの発給要件として、一定の管理職経験年数等が指定されているため、仮に20代で英語が堪能で業務能力に優れた日本人がいたとしても、E ビザを取得することができない。ついては、日本の若い人材の米国での活躍の機会を拡大する観点からも、この要件を緩和し、又は運用を柔軟にしていきたい。
- (iii) H1-b ビザの年間発給枠を再度拡大していただきたい。
- (iv) 米国議会において、H（一般労働者）及びL（管理職・企業内転勤者）ビザの有効期限短縮や最低賃金の設定等の規制強化を目的とした法案（H.R.2154、H.R.2702、H.R.2849）が提出されている。これら法案が成立した場合、日米経済関係に悪影響を

与えるのみならず、日本から米国への投資意欲減退にもつながりうるものと懸念している。ついては、これら一連の法案を廃案するよう引き続き希望する。

## **(5) 運転免許証**

### **(a) 国際運転免許証有効期間の改善**

在米邦人は米国において、各州の運転免許を取得するには長期間を要するため、取得までの間国際運転免許証で運転していることが多い。ところが、多くの州では、住居が決まり次第州免許を取得すべきことになっており、国際運転免許証の効力は住居決定に伴って認められなくなることがある。また、6か月未満といった比較的短期間で国際運転免許証が失効する州が多い。ノースカロライナ州は、そもそも国際運転免許証による運転を認めていない。

ついては、米国も当事国となっている道路交通に関する条約の趣旨に基づき、日本の当局が交付した国際運転免許証により運転可能な期間を入国後1年間として取り扱うよう各州に働きかけていただきたい。

### **(b) 免許申請時の身分証明書提出要件の緩和**

ミシガン州において、在米邦人が運転免許証取得のための受験を申請する際、身分証明書3件の提示を求められ、旅券及び日本での運転免許証（翻訳証明書付き）の他に身分証明書を準備しなければならず、不便が生じている。

ついては、ミシガン州においても他の州と同程度に身分証明書提出要件を緩和するよう、連邦政府から働きかけていただきたい。

### **(c) イリノイ州における免許申請制度の明確化**

イリノイ州では、運転免許証の取得に際し、社会保障番号（SSN）の提示が必須条件となっていたが、本年5月の州法改正によって、2005年1月からは合法的滞在者はSSNを所持していなくても、米国市民権移民局（USCIS）が発行する合法滞在証明書を提示することによって一時的訪問者用運転免許証を取得することが可能となった。この法改正は、従来から日本国政府が強く要望していたことであり、評価する。しかし、免許証の申請手続の詳細については、明らかにされておらず、場合によっては運転免許証の取得に支障が生じることも懸念される。

ついては、免許取得に係る制度の詳細な手続を早急に明らかにするよう働きかけていただきたい。また、その要件についても、法改正の主旨にかんがみ、在留邦人に過度な時間的・費用的負担を負わせないようなものとするよう働きかけていただきたい。

#### (d) 実技試験時の同乗者同行義務

マサチューセッツ州では、州の規則により、運転免許証取得の際の実技試験において、21歳以上で有効な免許証を所持し、かつ1年以上の運転経験のある者（同乗者（スポンサー））の同行を義務づけている。渡航後間もない時期に直ちに適当なスポンサーを見つけるのは難しい場合もあり、在米邦人の免許取得に不都合が生じている。第三者のスポンサーを紹介してもらうこともできるが、金銭的負担が大きくなってしまう。

同乗者同行義務を課している州はマサチューセッツ州のみと承知している。ついては、同州当局に対し、当該規則の廃止、又は外国人にとって過度な負担とならないような規制の緩和を働きかけていただきたい。

#### (e) 「自動車運転証明書」

テネシー州において、本年5月29日以降、米国国籍又は米国永住権を持たない住民に対する自動車運転免許証の発行を停止するとともに、7月1日から自動車運転免許証に代わる「自動車運転証明書」が発行されることとなった。しかしながら、同証明書は、自動車運転免許証が備えていた写真入り身分証明書としての機能を備えておらず、日常生活において以下のような不便が生じている。

- ・自動車運転証明書では、レンタカーを借りることができず、業務に支障が出る。
- ・身分証明書として確実に有効である旅券を日々携帯しなければならず、セキュリティー上の不安がある。

このような措置を行っているのは現在のところテネシー州のみであるので、同州に対し、当該規則を廃止するよう働きかけていただきたい。

#### (f) 運転免許証の有効期限

運転免許証の有効期限とビザの有効期限を連動させている州に対して、引き続き、在留邦人に認められる運転免許証の有効期間を米国国民と同様に4年間とするよう働きかけていただきたい。

また、昨年の中核への報告書において、米国政府は「この件についての米国の立場を確立する際には、日本国政府の要請を真剣に考慮する」としている。ついては、日本国政府の要請を受けて、米国政府として現在本件についていかなる立場を有しているのか、及びこれまでにいかなる措置を採ったのかを明らかにしていただきたい。

**( 6 ) 社会保障番号 ( SSN )****( a ) SSN 取得期間の短縮化**

社会保障庁 ( SSA ) の各地出先機関においては、SSN の申請書類を受理した後、国土安全保障省のデータベースとオンラインで申請者の入国資格等を照合し、SSN の発給に問題がないことが確認できれば SSN を発給することとしている。しかし、外国人の入国データは国土安全保障省のオンラインデータベースにすぐには反映されないため、SSN の発給に 1 ~ 2 か月を要している。SSN は身分証明として用いられる場合が多く、銀行口座の開設等駐在員の赴任直後の現地生活の立ち上げに必要とされるため、SSN が発給されるまでの間、駐在員は不便を強いられている。

日本国政府としては、US-VISIT プログラム等によって入国措置が厳格化されている以上、SSN 発給の際に改めて長期を要する確認行為を行う必要性は低いと考えており、SSN の発給が速やかに行われるような改善措置を講じていただくよう昨年に続いて要望する。具体的には、以下の可能性を検討していただきたい。

- ( i ) 面接や生体情報の取得等、厳格な審査を経て発行されたビザの保持者に対しては、社会保障事務所への書類提出のみで SSN を発給する。
- ( ii ) 入国審査の時点での処理結果を社会保障事務所が活用することによって、SSN 発給に要する時間を短縮化する。
- ( iii ) 米国での会社が発行する雇用証明書がビザ上の雇用会社と同一であれば SSN の発給を認める。

**( b ) 駐在員家族への SSN 発給**

上記のように、米国での日常生活においては SSN の提示を求められることが多い。しかしながら、現在の規則では非就労ビザ保持者には SSN の発給が認められていないため、駐在員の家族が SSN の発給を受けることができず、非義務教育の学校機関の授業が受けられない等の不都合が生じている。本件は規制改革イニシアティブの一年目の対話から継続して米国政府に要望している事項であるが、特段の進展は見られない。

ついては、以下を要望する。

- ( i ) 非就労ビザ保持者を含む合法的滞在者に SSN の発給を認めるよう規則を改正していただきたい。
- ( ii ) 規制改革イニシアティブにおける対話の開始以降、本件に係る日本国政府の要望を

実現するために米国政府が行ってきた作業について、包括的に明らかにしていただきたい。

### (c) SSN の代替手段としての納税者番号 (ITIN)

2003 年 12 月 17 日より内国税歳入局 (IRS) の申請規定が変更され、ITIN の取得は原則的に年 1 回の確定申告の手続の際 (2 月から 4 月) にしか申請することができなくなった。このため、以下のような不都合が生じている。

- ・ ノースカロライナ州：運転免許証の申請に当たり、SSN 又は ITIN の提示が義務づけられている。したがって、SSN の取得資格がない日本人駐在員の家族は、ITIN を提示しなければならないこととなるが、上記規定変更により ITIN 取得のために確定申告時期を待たなければならず、場合によっては 1 年近くも運転免許証の申請ができない状況が発生している。
- ・ イリノイ州：州の所得税申告において家族控除 (一人 3,000 ドル程度) を受けるためには、SSN 又は ITIN が必要であるが、SSN が発給されない駐在員家族は、ITIN を所得税申告書に記載しなければならない。しかしながら、連邦所得税の申告時に ITIN の申請を行うこととなった結果、州の所得税申告期限までに ITIN の取得が間に合わない場合が多い。このため、連邦所得税の申告及び納税者番号の申請の後、州の所得税申告の提出期限延長申請を行っているが、事務処理の煩雑化、会計事務所等の利用費の増大等、コスト的・時間的に多大な負担が生じている。

いずれの州も、SSN の発給を受けず、ITIN を代替手段として使用せざるを得ない日本人駐在員家族が困難に直面しているものである。

ついては、以下を要望する。

- (i) 駐在員本人が SSN を取得している場合、その家族は確定申告の手続を待たずに、ITIN の申請が行えるようにしていただきたい。あるいは、
- (ii) 運転免許申請、家族控除申告といった行政手続きをとる際に SSN 又は ITIN のいずれかが求められている州においては、SSN が取得できない者について、それら行政手続きの際に、SSN を取得する資格がないことを証明する書類等の提示をもって申請資格を認定するよう、はたらきかけていただきたい。

### (7) 滞在許可証 (I-94)

米国国内でのビザ更新手続の中止の際に、米国政府は、ビザは米国入国資格を証明するものであり、外国人は、I-94 の有効期限内であれば、たとえビザが失効していても合

法的に米国に滞在できるため、更新の必要はないと説明した。この前提に立てば、I-94の有効期限の延長と更新手続きの効率化が一層重要なはずである。については、以下を要望する。

#### **( a ) I-94 の有効期間の延長**

I-94 の有効期間を延長していただきたい。特に E ビザ（有効期間5年）で入国する場合、I-94 の有効期間は最長2年間であり、1年間しか認められない場合もある。後者の場合、毎年更新申請手続きを要しているため、特に E ビザ所持者の I-94 の有効期間の延長を要望する。

#### **( b ) I-94 更新手続きの迅速化**

I-94の更新手続きに2～3か月間と長期間を要しており、更新期間中は事実上出入国ができないため、事業活動に支障を来している。については、更新手続きに要する時間の短縮化を要望する。本件は、規制改革イニシアティブの一年目から継続して、米国政府に要望していることであり、首脳への三回目の報告書でも「米国市民権移民局オンブズマン室(OCIS)は、滞在許可延長申請手続きを改善する方法を検討している」とされている。については、同報告書以降具体的にどのような措置が採られたのか、明らかにしていただきたい。

## 2. 貿易・投資関連措置

### (1) ダumping防止措置及びセーフガード措置

#### (a) 総論

ダumping防止措置は WTO 協定に整合的な運用がなされている限りは貿易救済措置として正当であると考えられているが、一たびダumping認定等に恣意的な判断がなされた場合、貿易や競争を不当に制限する可能性がある。さらに、ダumping防止調査の開始そのものが企業の輸出意欲を阻害するおそれがある。

米国は世界有数のダumping防止措置使用国である。米国のダumping防止措置の中にはダumping認定等に恣意的な判断が見られるなど、現在日本を含む多くの国から WTO 協定との非整合性が既に指摘されている。実際に米国 1916 年ダumping防止法や日本製熱延鋼板へのダumping防止措置など、WTO 紛争解決機関において WTO 協定違反であると認定された例も存在している。

こうした観点から、日本国政府は、米国政府がダumping防止措置を保護主義的な目的で濫用することなく、WTO 協定に整合した形で慎重に運用することを要望する。

#### (b) 1916 年ダumping防止法

米国 1916 年ダumping防止法は、WTO 協定違反の確定後 4 年を経ているにもかかわらず、米国において是正・撤廃の見通しが立っていないばかりか、同法に基づき日本企業が米国企業に提訴され、米国連邦地裁において高額の損害賠償が認められるという事態が発生し、今なお控訴審にて係争中である。

日本国政府は、首脳への第三回報告書において、米国政府が同法の廃止を支持していることが確認されたことを評価する。また、その後も米国政府が同法の廃止を引き続き議会に対して働きかけていることは、同報告書の記述を具体化するという米国政府の前向きな姿勢を示す証左の一つとして留意する。同時に、遡及効のある同法廃止法案が成立するよう、米国政府が一層の努力を行うことを改めて強く要望するとともに、同法が廃止されるまでの間、同法に基づいたダumping訴訟によって日本企業が被害を受けることのないよう、行政府としてあらゆる可能な措置を採ることを引き続き強く要望する。

#### (c) バード修正条項

徴収したダumping防止税及び相殺関税によって徴収した収入をダumping防止税及び

相殺関税の提訴者である国内生産者等に配分するバード修正条項については、同条項の WTO 協定違反を認定したパネル / 上級委員会報告書が採択されただけでなく、2004 年 8 月 31 日、日本を含む 8 か国に対抗措置の権利を認める仲裁決定が発出された。この決定および WTO の紛争解決手続に従って、日本はいつでも対抗措置の権利を行使できることになる。

日本国政府は米国政府に対し、今回の仲裁決定を真摯に受け止め、議会に対し同修正条項の速やかな廃止を働きかけるよう引き続き強く要望する。

#### (d) ダumping防止措置のサンセット・レビュー

GATT ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、米国のダumping防止関連法規にも新たにサンセット条項が盛り込まれ、1998 年 7 月以降見直し (サンセット・レビュー) が実施されてきている。米国のサンセット・レビュー手続の実態は、その関連法令、施行規則、内規及び運用方法において、ダumping防止措置を「原則継続・例外撤廃」というものであり、日本国政府としては、この米国のサンセット・レビュー手続はダumping防止協定と非整合的であると考えている。実際に、米国のダumping防止措置の中には、5 年を過ぎても失効せず、長期間継続されている措置が多くある。

については、米国政府がダumping防止税賦課継続の必要性について厳密に審査し、WTO ルールに従った適切なサンセット・レビューが行われるよう要望する。

#### (e) WTO 協定に非整合的なダumping関連の各種方法の廃止

日本国政府は、米国のアンチダumping調査当局が商務省によるダumping・マージンの計算方法や国際貿易委員会 (ITC) 損害認定など、WTO 協定との非整合性が WTO 紛争解決パネルの判断等により既に確定した計算方法、損害認定方法を今後のアンチダumping調査において適用しないことを要望する。

#### (f) ゼロイング

米国は、調査対象製品のダumping・マージンを計算する際、国内販売価格を上回る価額で輸出した製品の価格データを無視して計算を行う、いわゆるゼロイングの手法を適用している。これは、インド産のベッドリネンに対する EC の措置及びカナダ産軟材に対する米国の措置について WTO の上級委員会において WTO 協定違反と認められたものと同様の措置である。日本国政府は米国政府に対し、WTO 協定と整合的ではないことが既に確定しているゼロイングの手法をダumping防止調査において適用しないことを要望する。

#### (g) モデルマッチング

ダンピング・マージン算定の際には、調査対象の輸出品及び輸出国における国内の同種の製品について、まず各モデルを分類し、次に輸出モデルと「同一」又は「最も類似している」国内モデルを特定すること（いわゆるモデルマッチング）になるが、これに関し、商務省は、ボールベアリングに関するダンピング防止措置のための 2003/04 年度の年次行政見直し調査において、過去 14 回の全ての調査において使用し特段問題の見られなかったモデルマッチング方法を、説得力のある理由もなく変更することを検討している。

商務省が提案する新たなモデルマッチング方法は、日本の事業者に対して国内販売及び価格に関する膨大な量のデータ提出を新たに要求し、過大な負担を与えるものである。また、新方法は、調査結果の予見可能性を損なうとともに、特に、バード修正条項が現在も効力を有している中、同条項の最大の標的の対象となっている外国製ベアリングについて、ダンピング・マージンの更なる拡大につながるものである。

日本国政府は、米国政府に対し、新しい手法がこのような問題を抱える、明らかに不公正なものであることを十分認識し、手法の変更を撤回するよう再考を要望する。

#### (h)「関連者」及び「通常取引」の定義

ダンピング防止調査において、国内価格や構成輸出価格の計算の際に、輸出者の「関連者」についての取扱が問題となる。米国のダンピング防止調査においては、輸出者が「関連者」を「支配」しているか否かに関係なく、単に輸出者が 5%以上の株式を所有していることのみをもって「関連者」とみなし、必要以上に広い範囲の者にコスト等のデータ提出を要求している。

また、「関連者」向け販売が「通常の商取引（ダンピング防止協定第 2 条の 1）」とみなされる基準として、「独立性テスト（アームス・レンクス・テスト：ALT）が行われているが、その基準は極めて範囲の狭いものとなっている。現行ルールは、2001 年 7 月の WTO 上級委員会決定を受けて、2002 年 11 月に、それ以前の「99.5%以上」から「98%以上 102%以下」に改められているが、依然として限定的に過ぎる。ALT を通過しなかった関係会社向け販売については、その関係会社が非関係会社に販売する「川下販売」について報告することを義務付けられる。

特に、この対象となっている企業には中小企業が多く、電子情報管理が十分でない関係会社にとって、このような調査要求への対応には大きな負担が伴う。1 件の調査あたり余分に発生する労務費コストは 2,000 万円から 5,000 万円（約 18 万ドルから 45 万ドル）にも達すると推計されている。

については、ある者が「関連者」であるかどうかを決定する際に、より実質的判断を行うこと、及び、ALT の範囲を拡大し、調査対象企業に過度の負担がかかる調査を見直すこと

を要望する。

### **( i ) 調査対象品目からの除外手続**

米国のダンピング防止調査における調査対象品目からの除外手続において、除外が認められるためには米国生産者の 85%以上の承認が必要となっている。例えば、米国生産者が生産できない特殊な品目、又は米国内において供給が著しく逼迫している品目について、当該製品のユーザー企業が除外を申請しても、大多数の米国生産者が承認しない限り除外は認められない。その結果、多くの事例において、ユーザー企業はやむを得ずダンピング防止税を支払って輸入するか、又は購入を諦めざるをえない状況となっている。これは、市場の実際の需要を無視した不当な運用である。

したがって、日本国政府は、調査対象品目からの除外が認められるために必要とされる米国生産者の承認の割合を引き下げるとともに、米国政府がダンピング提訴側及びユーザー側双方から意見を聴取し、両者の見解が異なる場合には、司法又は仲裁手続によって除外の可否を判断する等の救済措置を講じることを要望する。

### **( j ) 鉄鋼輸入に関する諸制度**

日本国政府は、2003年12月4日の大統領決定により鉄鋼輸入セーフガードが撤廃されたことを歓迎する。しかしながら、セーフガード措置の撤廃後も実施されてきた輸入ライセンス制度及び輸入モニタリング制度は、当初予定である2005年3月21日又は商務省がこれに代替する制度を策定するまでの間継続されることが決定した。本年6月25日に下院に(H.R.4730)、7月22日(S.2722)に上院にそれぞれ提出された「鉄鋼輸入ライセンス及びモニタリング制度維持拡大法案」は、現行のモニタリング制度の対象品種(全15品種)をすべての鉄鋼関連製品に拡大するとともに、2005年3月が廃止予定となっている現行モニタリング期間の恒久化を求めるものとなっている。

については、導入される鉄鋼輸入ライセンス制度及び輸入モニタリング制度とWTOルールとの整合性を確保するとともに、同制度の導入が新たな貿易制限的な措置に繋がることがないよう要望する。また、対象品種の全鉄鋼関連製品への拡大は輸出者の追加的負担になりかねないため、拡大を行わないよう要望する。

## **( 2 ) 特許制度**

### **( a ) 先発明主義、インターフェアレンス ( 抵触審査 )**

米国は、世界で唯一「先発明主義」を採用している。先発明主義の下では、二以上のものが別々に発明を行って各々出願した場合、誰が最先の発明者であるかを決定するインターフェアレンスの手続が行われる。

特許出願人の立場からすると、(イ)先発明者の出現で事後的に特許権者の地位が覆されることがあり得る点で確実性、予見性がないこと、(ロ)インターフェアレンス手続に長期間を要するとともに多大の費用がかかること、(ハ)インターフェアレンスの過程で出願した発明又は特許に含まれた技術情報が漏洩する危険性等の問題がある。また、複数の発明者が独立に同一の発明を行い、かつ、前記発明者のうちの複数に特許が与えられた場合(ダブル・パテント)には、第三者はダブル・パテントを自ら解消する手段を持たないため、各権利者へ重複して特許権使用料を支払い続ける必要が生じるという意味で、不当な不利益を被る可能性がある。

したがって、国際的に事実上の標準となっている「先願主義」へ移行していただきたい。また、移行までの暫定的措置として、インターフェアレンスの手続の簡素化を要望する。

### **(b) 例外を設けた早期公開制度**

1999年11月に成立した米国の改正特許法によって導入された早期公開制度は、外国に出願されていない米国出願、及び対応外国出願に含まれていない米国出願の内容について、出願人の申請により非公開にできるという例外を設けている。

申請により非公開にされた出願内容は、権利付与後に特許公報が発行されるまで他者に公開されないため、出願明細書に記載された発明と同一の内容について善意の第三者が重複して研究開発投資や事業化投資を行う可能性があり、事業損益の予見可能性の観点から問題が大きい。

また、特許審査が長期化した場合には、その間に開発技術を独自に実用化した第三者が、特許申請中の発明に抵触する商品の市場規模を十分に拡大させた後に特許が成立する可能性があり、莫大なライセンス料を請求されるといういわゆる「サブマリン特許」の問題が生じ得る。

したがって、早期公開制度に設けられている例外規定を廃止し、係属していない出願、秘密指令下にある出願を除くすべての出願について、最先の出願日から18か月経過後に公開するという、日米包括経済協議のもとで1994年に両国間で合意された内容の履行を強く要望する。

### **(c) 再審査制度**

米国は、特許権成立後に権利の有効性を再検討する制度として再審査制度を設けており、1999年11月に成立した特許法の改正により、従来の査定系再審査の選択肢として当事者系再審査の制度を導入した。また、2002年11月に成立した特許法の改正により、再審査制度がさらに改善された。

しかしながら、米国の再審査制度は、再審査請求の理由が先行技術文献の存在を理由とするものに限られ、明細書の実施可能要件不備、明記要件不備を理由とする再審査請求が認められていない。

したがって、再審査制度において、ベストモード要件を除く米国特許法 112 条のすべての要件不備を再審査請求の理由として認めることを強く要望する。

#### (d) 単一性を満たさないことによる分割要求

一つの出願に二以上の別の発明が含まれている場合、審査官は発明の単一性（一つの出願には独立した発明が一つだけ含まれる）を維持するために、特許請求の範囲の記載内容を部分的に選択して出願を分割するよう要求を出す。

米国の単一性の判断基準は特許協力条約（PCT）の規定よりも厳しく、PCT 経由の米国出願では単一性要件を満たすと認められるものであっても、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づく優先権を主張して出願すると単一性違反と判断される場合がある。

複数国へ出願する出願人が、単一性要件について米国特有の基準に合わせた出願準備（特許請求の範囲の検討）を行うことは、実務的に困難である。

分割要求を受けて選択クレームを決定すると、選択されなかったクレームは審査の対象から外されるので、非選択クレームを維持したい場合には、原出願の特許発行前に分割出願する必要がある。分割出願を行うことは出願人に再度の手間と出費を強いることとなり、大きな負担増加である。

また、他国において単一性を認められる発明が、米国内において複数の出願として存在することは、出願を管理する出願人あるいは特許を維持する特許権者にとって、また特許権への抵触を回避するために特許を監視する第三者にとっても負担となる。

したがって、単一性の要件を緩和することを要望する。

#### (e) 米国特許法に関連する判例法理「ヒルマー・ドクトリン」

米国特許法では、第 119 条の規定により、パリ条約第 4 条の優先権制度を導入している。すなわち、外国における最先の出願日から 12 か月以内になされた米国出願は、前記最先の外国出願日にされた米国出願と同一の効力を有するとされる。

しかしながら、米国の判例・実務においては、判例により確立された法理「ヒルマー・ドクトリン」に基づき、前記効力のうち、明細書記載事項が先行技術として第三者による

後願を排除できる効力の発生日は、最先の第一国出願日までは遡及せず米国出願日までしか遡及しないとされている。

さらに米国を第一国とする出願は、第三者の後願に対して特許法 102 条(e)と 102 条(g)の排除効力を有するが、外国出願を優先基礎とする米国出願については、優先期間内の後願を排除する効力は 102 条(g)のものしか持ち得ない。

日本や欧州などにおいては、外国出願を優先基礎とする国内出願は、最先の第一国出願日まで遡及して、かつ明細書の記載事項全体が後願排除効力を有するのに対して、米国においては同様の待遇が保証されていないことは不平等である。

したがって、ヒルマー・ドクトリンに基づく判例及び実務について、明細書の記載事項全体が最先の第一国出願日まで遡及して第三者の後願を排除する効力を有するように、改善を要求する。

#### (f) 植物特許

植物新品種に保護が認められるための「新規性」の要件は、植物新品種保護国際同盟 (UPOV) 条約においては、当該品種の販売が行われていた国においては販売から 1 年以内の出願について、それ以外の国においては販売から 4 年 (樹木及びぶどうについては 6 年) 以内の出願について、それぞれ認められるとしている。また、同条約は、ある国における新品種の刊行物への記載によっては当該品種の新規性は失われず、新規性要件はあくまで販売その他の譲渡時を起点として判断されるものとしている。

米国は、新規性要件について UPOV1991 年条約に留保を付し、他国とは異なる要件を課している (UPOV1991 年条約第 35 条)。具体的には、塊茎植物を除いた無性繁殖性植物について、米国又は他国で特許を与えられ若しくは刊行物記載 (出願公表) された日、又は米国で一般に利用又は販売された日から 1 年以内のみ新規性を認めている (米国特許法第 102 条)。

植物は商品として販売するまでに、工業製品と比較して一般的に多くの時間を要し、販売状況の確認に時間がかかる。UPOV 条約が新規性要件に 4 年又は 6 年という一般的な特許と比較して長い期間を設けているのはそのためである。

しかるに、米国特許法の下で新規性要件を満たすためには、販売がなされていない場合でも、日本において出願公表された時点から 1 年以内に米国に出願しなければならない。このため、新品種について、まず日本国内で出願し、販売状況を見てから米国に出願するという戦略を採ることは困難である。実際、日本企業の一部においては、米国への販売が決定する前にであっても、米国における新規性確保のため、念のために出願をせざるをえないため、無用なコストが発生している。

については、米国特許法の関連規定を改正し、UPOV 条約の一般規定に準拠したものとすることを要望する。

### **(3) 保険関連規制の改善**

日本国政府は、日米保険協議を通じ、米国政府と米国の保険分野での規制改革について議論を継続してきており、また、WTO サービス貿易自由化交渉においてもその改善を要求しているところであるが、米国には依然、外国保険事業者が米国内で保険事業を営む上での障害となる規制が複数存在している。日本国政府は、規制改革イニシアティブの四年目の対話において、特に改善が望まれる以下の優先事項の改善を要求する。

#### **(a) 州別規制の調和・統一化**

米国では保険事業の監督・規制が各州によって異なるために、複数の州で保険事業を行う場合には、州毎に免許を取得する必要がある他、複数の州で商品を販売しようとした場合、商品・料率の認可・届出を複数州のすべてにおいて行う必要がある。

この結果、保険会社は、免許・認可を受けるにあたり、各州法に基づく各州個別の審査に服することを余儀なくされている。これに加え、州によっては、審査に要する期間が標準処理期間を大幅に超える例が頻発している。このような状況は保険会社にとって、業務上大きな負担となっている他、タイムリーな顧客対応を阻害する要因となっている。

- (i) したがって、日本国政府は米国政府に、例えばある州で免許・認可を受ければ他の州においてこれらが不要になるなど、手続及び実質的要件の両面において州別規制の調和・統一化を実現するよう要望するとともに、各州における審査の迅速化、透明性の向上などの改善を要望する。
- (ii) また、全米保険監督官協会 (NAIC) による取組のみならず、連邦政府からも各州保険当局に対し積極的な働きかけを行っていくことが、この問題を解決する上で極めて重要である。については、連邦政府から各州に対し、日本国政府の問題意識を伝達すると共に、各州における改善状況について、適時適切に日本国政府に情報提供していただきたい。

#### **(b) 再保険引き受けにおける担保要件**

- (i) 外国保険会社が米国保険会社から再保険をクロスボーダーで引き受ける場合、担保として債権額の 100% に相当する額の信託勘定を米国内に置くか、又は信用状の提出を要求されている。これは、受再ビジネスにおいて外国保険者に不当に過大なコストを課す制度であり、撤廃するよう要望する。

- (ii) なお、この問題は欧州の保険会社からも指摘されており、米国内でも NAIC において見直しが検討されていると承知している。NAIC による見直しの結果、日本の事業者が差別的な扱いを受けることのないよう要望するとともに、この検討過程における透明性を確保するために、検討の内容については、適時に日本国政府、業界等に情報提供するよう要望する。

#### **(4) 工業製品に係る環境規制の調和・統一化**

環境に関する市民の関心の高まりもあり、米国各州で環境に関する規制が強化されつつある。環境規制の強化には異論はないが、米国では、各州がそれぞれまちまちの対応方法及び速度で規制強化を進めているため、日米双方の企業が全米又は複数州にまたがる事業活動を行う際に大きな負担となっている。さらに、今後、現在以上に多数の州で程度・内容において異なる環境関連規制が導入される場合には、販売しようとしている製品が販売地域のすべての州の関連規制を満たしているかどうかを確認することは、特に外国企業にとっては極めて困難になると想定される。

については、特に各州のリサイクル関連法及び水銀規制関連法を、連邦法の制定などにより統一化するよう要望する。これが困難な場合、連邦レベルで各州規制の調和に向けた各州向けの指針を発出すること、又は、個々の工業製品について各州でいかなる基準を満たす必要があるかについての情報を分かりやすくとりまとめた、製造業者向けの履行ガイドラインのようなものを作成することも検討していただきたい。

### 3. 流通

#### (1) 流通分野におけるテロ対策の取組

##### (a) 海事テロ対策

米国が推進している交通保安の強化によるテロ対策の取り組みについては、日本政府としてもその重要性を認識しているところであり、基本的に支持する。

ただし同時に、米国政府が適正な貿易の確保にも配慮し、このようなテロ対策の取り組みが物流における迅速性、円滑性、効率性を阻害しないように求める。また、措置の策定、実施に際しては、世界税関機構(WCO)等の国際機関における取り組みと整合性を保ち、世界的に共通化、統合化したシステムの構築を目指すべきである。

この基本認識に立ち、日本国政府は米国政府に対し、以下の諸点を要望する。

- (i) 2002年通商法に基づく貨物マニフェスト事前申告ルールは、日米間及び多国間での円滑な貿易に悪影響が及ぶことのないよう最大限配慮することを要望する。また、規則の施行に際し、C-TPAT参加者に対して船積み24時間前ルールの適用除外、あるいは、迅速な通関や検査回数の削減等の具体的利益を現実化するよう要望する。
- (ii) 現在開発が進められている米国電子通関システム(ACE)については、その早期導入を要望するとともに、その具体的内容、開発状況及び導入のスケジュールのみならず、ACE導入に伴い既存の制度がどのように変更されるのか、また、既存のシステムとの整合性をどのように図っていくのかについても情報を随時提供するよう要望する。

なお、コンテナ・セキュリティ・イニシアティブ(CSI)については、コンテナの安全性の確保と適正な貿易の確保の両立のため、引き続き、双方の利害関係者の意見も聴取しつつ、米国の税関国境保護局と日本の関税局の間で、意見交換を行いながら実施していきたい。

##### (b) バイオテロ対策

「2002年公衆の健康安全保障及びバイオテロへの準備及び対策法」に基づき、米国政府は、「食品施設の登録」及び「輸入食品発送の事前通知」の2つの暫定最終規則案を公表し、2003年12月以降これを運用してきている。

これまで、日本国政府は、上記暫定最終規則案に対し、米国に食品を発送しようとする輸出業者又は個人が、発送に際して過度の負担を負うことのないよう要望するコメントを3度にわたり提出した。米国食品医薬品局（FDA）は、現在、税関国境保護局（CBP）とも協力しつつ、これまで提出されたコメントを踏まえた最終規則の内容を検討しているものと承知している。日本国政府としては、本件に係るいかなる最終規則も、提出されたコメントを十分考慮し、米国をバイオテロの脅威から守るという本法の趣旨を超えて過度の負担を輸出業者又は個人に課すものとならないように望んでいる。FDA が9月22日に発表した「施設の登録に関する履行情報」によると、登録された外国施設総数である118,963か所のうち日本の施設は15,446か所を占め、第1位となっている。このことから、日本の輸出業者や個人が本件規則によって大きな影響を受けてきていることは明らかである。

特に、日本国政府は、本件規則の下では個人が非商用目的で米国に食品を発送する場合にも発送の事前通知が求められていた点について、強い懸念を有していた。この点に関し、FDA が6月に発表した履行指針（8月に改定版を発表）において、非商用差出人から非商用目的のために米国に輸入される食品については、その輸送手段が国際郵便であれ宅配便であれ、FDA 及び CBP の裁量により、事前通知が行われていなくても基本的に輸入を差し止めないこととしたことを歓迎する。

しかしながら、実際には、国際郵便以外の貨物（宅配便）について、この条件を満たす食品であっても米国税関にて差し止められている事例もあると承知している。また、同指針は、実際に発送行為を行う者を「差出人」と見なしているため、個人が食品を購入した小売店等（すなわち「商用」の者）が米国への発送を代行する場合には、「非商用差出人が発送した食品」と見なされず、事前通知が必要としている。個人がインターネット上で英語で事前通知を行うことは一般的に多大な困難を伴うものであるため、個人による食品の発送についてはより現実的な最終規則が制定され、かつそれが着実に運用される必要がある。

以上の認識に立ち、日本国政府は米国政府に対し、以下を要望する。

- (i) 今後公表される輸入食品発送の事前通知に関する最終規則においても引き続き、非商用差出人が非商用目的で発送する食品については、事前通知を義務づけないこと。
- (ii) 今後公表される輸入食品発送の事前通知に関する最終規則において、食品小売店等が個人に代わって非商用目的で米国に食品を発送する場合は、当該輸入品に非商用目的であることが明記されていれば、事前通知義務づけの対象外とすること。
- (iii) 以上2点を米国各税関が着実に実施し、税関検査官の恣意的な判断で輸入食品を差し止めることがないよう徹底すること。

(iv) 特に中小の食品製造業者や個人が、本件規則の最新状況や、実際の食品施設の登録や食品の発送に際して具体的にいかなる行動をとればよいのかについて日本語で照会できる窓口を在日米国公館に設けること。併せて、今後起こりうる本件規則のあらゆる変更について、在日米国大使館のウェブサイト等を通じて遅滞なく日本の製造業者、日本郵政公社及び民間輸送業者並びに国民一般に広報すること。

## **(2) コンテナ重量制限**

運輸省自動車運送安全局規則658.17節の下で、陸送時の重量制限が各州ごとに異なって存在するため、米国に輸出する際のコンテナ1個あたりの重量を最も規制の厳しい州に合わせて設定せざるを得ない。40フィートコンテナの場合、日本では26～30トンだが、米国ではそれよりも少ない18～23トン程度となっており、輸出単価上昇の原因となっている。そのコストは当該輸出品を購入する米国消費者にとっても不要な費用負担を課すものである。ついては、米国でのコンテナ積載制限が日本並みの水準となるよう、当該規則を緩和するよう要望する。

## **(3) 米国の海運法**

### **(a) 1920年商船法に基づく制裁措置**

1920年商船法第19条(1)(b)により、外航海運に影響を与える規則を策定する権限が、連邦海事委員会(FMC)に対して与えられている。

FMCは、1997年9月に日本の船社に対し、一方的制裁措置を発動し、1999年5月に撤回したものの、引き続き日米船社に対して日本の港湾の状況をFMCに報告するよう要求している。当該制裁措置の根拠となったFMCの規則(1999年5月に撤廃)は、相手国船舶に対する最恵国待遇、内国民待遇の付与等を規定した日米友好通商航海条約に違反するものであった。

連邦政府として、FMCに対する働きかけを強化する等により、このような一方的制裁措置が今後行われることがないよう確保することを強く要望する。

### **(b) 日本の港湾事情に関する報告要求**

FMCは、同規則の撤廃後、日本船社及び米国関係船社に対し、日本の港湾事情の改善状況について引き続き報告を求めている。

日本の港湾事情については、事前協議制度の大幅な改善実現、港湾運送事業法改正による需給調整規定の撤廃の結果、新規事業者の参入実現、港湾の364日24時間フル・オープン

化の実現等、関係者による取り組みの成果が現れているところである。

このような日本の港湾事情の大幅な改善にもかかわらず、2001年8月、FMCは、新たな指令により、報告の記載事項を増やすとともに、対象となる船社の範囲を拡大した。当該指令は、直接日本船社に日本の法令及び通達の提出を求めるなど、船社に提供を求めることが適当と考えられる範囲を逸脱するものであり、船社にとって不当かつ過大な負担となった。

仮にFMCが、上記(a)のような日米友好通商航海条約に違反する一方的な制裁措置を今後課すか否かについての判断をするために報告の範囲を拡大したのであれば、FMCの権限の乱用に当たる重大な問題であり、極めて遺憾である。

以上のことから、日本国政府としては、米国政府に対し、報告の根拠となる指令を撤回することを強く要望する。

#### (c) 1998年外航海運改革法による運賃設定への介入

1998年外航海運改革法により修正された1920年商船法第19条(1)(b)には、日本を含む外国海運企業と米国海運企業を差別し、その運賃設定のあり方等について一方的な規制を可能とする規定が含まれている。そもそも運賃設定のあり方は、商業ベースの自由な海運活動の基本であり、FMCが一方的にその規制を行うことは、自由な海運活動への介入及び外国海運企業のみに対する差別的介入にほかならない。

1998年同法の改正によりことさら運賃設定のあり方に対する介入が明文化されたところ、今後FMCが市場の実情を無視して日本を含む外国海運企業による商業的海運活動を一方的に規制することのないことを確約されるよう要望する。

#### (4) 新運航補助制度(MSP)

毎年1億ドルの運航補助を10年間にわたって実施するという巨額の補助金の投入が、国際海運市場における自由かつ公正な競争条件を歪曲することは明らかであることから、同制度の廃止を要望する。

さらに、同制度は2006年度以降10年間延長され、かつ、補助金額及び対象隻数の拡大が予定されている。同延長・拡大についても廃止を要望する。

また、仮に廃止が困難である場合には、以下の2点について要望する。

(a) 同制度の運用において、その適用を安全保障上真に必要な徴用の場合に限る等、国際海運市場における自由かつ公正な競争条件への歪曲効果を最小限にする方策を採ること。

(b) 首脳への第三回報告書において米国政府が確認した、MSP補助対象船舶リスト及びMSPの変更に係る日本国政府への情報提供を、着実かつ遅滞なく実施すること。

**(5) アラスカ原油輸出禁止解除法を含む各種貨物留保措置の撤廃**

商船貨物であるアラスカ原油輸出について、米国籍船使用の義務付けに代表される各種の貨物留保措置は、内国民待遇の原則に反する保護主義的性格が強いものであり、交渉期間中は新たな保護主義的措置を導入しないとする1994年のWTO海運継続交渉に関する閣僚決定にも反するものである。

首脳への第三回報告書において、米国政府は、貨物留保等の措置が国際海運市場における自由かつ公正な競争を阻害するおそれがあるとの日本国政府の意見に留意している。ついては、各種貨物留保措置の撤廃を引き続き要望する。

## 4 . 制裁法

米国の制裁法に基づく制裁措置は、米国企業のみならず世界中の企業による制裁対象国への投資意欲や当該国との経済関係構築を大きくかつ不当に萎縮させるものである。また、法的にも、一般国際法上許容されない国内法の域外適用になりうるのみならず、WTO協定との整合性で問題となる可能性がある。さらには、個々の制裁法の運用においても、公平性、透明性及び予見可能性が確保されていない。これら全ての観点から、日本国政府は、規制改革イニシアティブを含むあらゆる機会を捉えて米国政府に改善を求めてきた。しかしながら、これまで米国側より十分な対応は得られていない。

ついては、米国政府が、以下に要望する3つの制裁法について国際法との整合性を確保しつつ、慎重に運用するよう強く要望する。特に、第三国の企業に対するこれら制裁法の適用は差し控えていただきたい。

以上の認識に基づき、個々の制裁法について以下のとおり要望する。

### **(1) イラン・リビア制裁法 (ILSA)**

日本国政府は、これまで、現実に外国企業による多数の対イラン投資活動が現時点までILSAの適用を受けていない中で、仮に日本企業のイラン投資案件にのみILSAが適用される、あるいは、これら外国企業に比べてより高い適用の蓋然性が存在する場合、明らかな二重基準となるとの懸念を表明してきた。

この点に関し、米国政府が首脳への第三回報告書において、ILSAの適用基準に係る論点について一定の明確な説明を行ったことを評価する。しかしながら、日本国政府は引き続き、EU諸国の企業に現在まで与えられてきている扱いと同等のものが、今後日本企業にも保証されること、及び米国政府がその旨を更に明確にすることを要望する。

### **(2) ヘルムズ・バートン法 (キューバ制裁法)**

ヘルムズ・バートン法については、国連総会においても、同法に対する懸念が圧倒的多数の加盟国の支持によって決議されている事実を十分認識していただきたい。

また、米国政府が本年7月16日、本法第3章の実施停止期間を再度6か月延長することを決定したことは評価する。しかしながら、取引を行おうとする者にとっての予見可能性の観点からは、同章の適用延長が最大6か月しか保証されていない現状は適当とはいえない。ついては、例えば1年以上といったように、より長い期間での延長の決定を行うよう要望する。

### **(3) 地方レベルの制裁法**

日本国政府は、首脳への三年目の報告書において、地方レベルの制裁法に係るいくつかの前向きな進展が確認されたことを評価する。引き続き、州及び地方自治体に対し、一般国際法及び WTO 協定と整合的でない制裁法を廃止又は執行を停止するよう働きかけを行うことを要望する。

## 5 . 競争政策

- ( 1 ) 司法省は、競争政策の積極的な促進の観点から、現存する連邦反トラスト法の適用に関する制限及び除外に係る適切な対象範囲について、引き続き、見直し及び意見表明を行い、かつ、存在に合理性のない制度については廃止していただきたい。
- ( 2 ) また、州レベルでの反トラスト法適用除外制度についても、連邦政府は、その見直しのための協力を積極的に進めていただきたい。
- ( 3 ) さらに、こうした一連の作業に係る公表文書を、日本国政府にとって入手可能にするとともに、これらの作業に関する進捗状況について教示いただきたい。

## 6. 法律サービス及びその他法律関連事項

### **(1) 外国弁護士を受入れ**

#### **(a) 外国弁護士を受入れの全州への拡大**

米国においては、外国弁護士を受け入れている州は 23 の州及びコロンビア特別区に過ぎず、その他の州においては、外国弁護士が開業することは許されていない。かかる現状は、米国内における多様な法律サービスの提供を制限するものである。米国政府が、すべての州において外国弁護士を受け入れる規則の制定を支持していることを、日本国政府は、国際ビジネスの促進等の観点から歓迎しており、外国弁護士を受入れを全州に拡大するため、米国政府の更なる積極的な行動を要望する。

#### **(b) 外国弁護士を受入要件としての職務経験期間の短縮**

確認されている限りでは、外国弁護士受入制度を設けているすべての州において、職務経験要件の制度を設けている。多くの州ではその要件を5年以上としており、米国において外国弁護士が開業する際の障壁となっている。日本の外国弁護士受入制度においては、職務経験期間は3年で足りるとされている。外国弁護士受入の要件とされる職務経験年数を短縮し、すべての州において3年とするため、米国政府は、各州政府に申入れをするなど所要の措置を採っていただきたい。

#### **(c) 外国弁護士受入要件としての申請直前要件の廃止**

外国弁護士を受入要件とされている職務経験期間に関して、確認されている限りでは、受入申請直前の職務経験のみが算入できることとされている。かかる直前要件は、日本の外国弁護士受入制度では課されていない。外国弁護士を受入要件としての職務経験期間を申請直前の職務経験に限定しないものとするため、米国政府は、各州政府に申し入れをするなど所要の措置を採っていただきたい。

#### **(d) 外国弁護士を受入要件としての第三国における職務経験期間の算入**

外国弁護士受入制度を設けている州のうち、第三国における職務経験の算入を認めていることが確認されているのは2州（ニューヨーク州及びインディアナ州）に過ぎない。日本の外国弁護士受入制度においては、1998年の法改正後、第三国において法律事務を行う業務に従事した期間も算入できるようになっている。外国弁護士の職務経験地について、すべての州において第三国における職務経験を算入できるようにするため、米国政府は、各州政府に申入れを行うなど所要の措置を採っていただきたい。

## (e) その他

- (i) 日本国政府は、規制改革イニシアティブの下で行われてきた3年間の対話を通じ、米国政府に対し、一貫して、上記の要望を行ってきた。しかし、残念ながら、未だ大きな成果を得るには至っていない。連邦制下において米国政府がなしうることに限界があることは理解するが、日本国政府は、これまで、米国政府の要望事項に逐次対処し、外国弁護士受入制度を改善してきたところである。米国政府においても、日本国政府の要望事項にこれまで以上に積極的に対処されることを強く要望する。
- (ii) なお、米国政府は、首脳への第三回報告書において「次回の日米規制改革及び競争政策イニシアティブ会合において、米国政府は、日本国政府の要求に対する州当局による正式な回答を全米法律家協会(ABA)から受け取ったか否か、及びその回答内容について日本国政府に通知する。」としている。そこで、日本国政府による上記要望について、ABAによる州当局への通知の有無及びその回答内容を明らかにしていただきたい。

## **(2) 製造物責任法**

米国における製造物責任法は、米国で活動する日本企業のみならず米国企業にとっても過大な負担となっている。米国政府が、不法行為法改革の一環として、各州で進められている製造物責任の緩和を支持し、連邦レベルにおいて、既に連邦法案の議会提出などの形で試みられている賠償額の制限や時効期間の短縮などの製造物責任の緩和に向けた動きを推進することを要望する。

## **(3) 民事訴訟制度**

米国における民事訴訟制度に関し、以下を要望する。

### (a) 集団訴訟

集団訴訟は、集団に含まれるすべての構成員を列挙する必要がなく、「共通の利益」を有する莫大な数の構成員を代表する原告による訴訟となることがあり、損害賠償額が非常に高額になりうるので、企業経営に与える影響が大きい。ついては、集団訴訟適格性判断において、「共通の利益」に関する判断を厳格に行うよう、制度の改正を要望する。

### (b) 陪審制度

独占禁止法、証券取引法その他企業活動に関わる訴訟は、比較的複雑かつ専門的であるため、陪審による判断の妥当性に大きな疑問が残る場合が多い。ついては、企業活動に関する訴訟は陪審の例外とするなどの改善措置を要望する。

### **(c) 証拠開示手続**

消費者が企業を相手どって訴えを提起する場合、米国の広範な証拠開示手続により、原告側は十分な証拠なく訴えを提起できる一方で、被告側は証拠開示手続への対応だけでも莫大な弁護士費用が発生しうるため、結果として企業経営に甚大な影響を与えることが多い。ついては、原告側からの証拠開示要求の妥当性について厳格に判断するよう、制度の改正を要望する。

### **(d) 懲罰的損害賠償**

予測不可能な懲罰的損害賠償は、企業の存続も脅かすほど高額になるケースがある。昨年の連邦最高裁判決（ステート・ファーム事件）により、懲罰的損害賠償に対して連邦法上の制限が課されることとなったが、その後の判決などにおいてこの制限が金額・予測可能性いずれの面においても効果的に機能しているとは言い難い。一部の州法で立法化されている、実損額との関係における金額的制限、懲罰的損害賠償が認められる行為類型の制限的列挙、懲罰的損害賠償が認められるための条件に関する立証責任の厳格化について、連邦レベルで立法化することを要望する。

## II. 電気通信

規制改革イニシアティブの電気通信分野に係る首脳への報告書の作成作業を最大限円滑に進め、その成果を最大化するため、日米で行われる作業部会の際に、日本国政府は米国政府に対し、電気通信作業部会に連邦通信委員会（FCC）から該当分野の専門家が出席するよう要望する。

### 1. 参入障壁の撤廃

#### (1) 無線局免許に関する外資規制

米国は、連邦通信法 310 条において、無線局免許における直接投資 20% の規制を維持している。このため、例えば、日本の事業者が衛星を利用した米国との通信サービスを提供するにあたり、米国に設置された地球局の無線局免許を取得しようとしても不可能であり、柔軟なネットワーク構築が困難となっている。

ついては、

- (a) 日本国政府は、米国政府が連邦通信法第 310 条に掲げられた電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局免許について、日本と同様に外資規制を撤廃することを引き続き要望する。
- (b) また、米国政府はこの規制の撤廃又は改善に向けたなんらかの作業を議会との間で行っているのか、及びその具体的内容について、日本国政府に適切に情報提供を行うよう要望する。

#### (2) 外国事業者等の米国市場参入に関する審査基準

連邦通信法 214 条及び 310 条(b)(4)に関する外国事業者等の米国市場参入に当たっての審査基準のうち、「通商上の懸念」及び「外交政策」との基準は、電気通信政策と関係ない事項を理由とした認証や免許付与の拒否も可能とする重大な参入障壁である。また、「競争に対する非常に高い危険」という基準は極めて曖昧なものであり、外国電気通信事業者の事業計画の予見可能性を損なうものである。

ついては、日本国政府は、この規制に関し以下の諸点を要望する。

- (a) これらの基準に基づいた事前審査を速やかに撤廃すること。及び、上記(1)と同様、本件規制の撤廃に向けて米国政府が議会と行っている作業について明らかにすること。

(b) 「競争に対する非常に高い危険」という基準については、次善の策として、発動に当たっての運用基準を明確にし、公表することにより、事業者にとっての予見可能性を向上させること。

(c) また、FCC が 2 年毎に行う規則見直しにおいて、本件規制の撤廃又は改善に向けた具体的な提言を行うこと。

## 2. 規制の予測可能性の向上

### (1) 情報サービス及び電気通信サービスの区分の撤廃と柔軟な規制の導入

米国は、他の主要国と異なり、連邦通信法において、「電気通信サービス」であれば回線開放義務、ユニバーサルサービス基金の負担、料金規制等の対象とし、「情報サービス」であればこれらの規制の対象外とする区分を行っているが、この区分は必ずしも明確ではない。

当該規制区分については、従来から、ケーブルモデムによるブロードバンドサービスの提供において電気通信事業者と同様の規制を課すか否かについて、最近では IP 電話サービス等の新しい IP 関連のサービスについてどのような規制を課すかなどについて、米国内でも大きな議論となり、決定に長い時間を要するなど、サービス提供事業者の予見可能性を害している。

今後も、多くの中間的サービスの登場が見込まれるが、米国政府は、適切な規制を柔軟かつ迅速に決定できる仕組みを整え、新たなサービスに関する規制の予見可能性を確保していただきたい。

### (2) アンバンドル・ネットワーク要素 (UNE) 規制の策定

現在、米国では、既存地域電話会社 (ILEC) への回線開放義務 (UNE 規則) について見直しの検討を行っているが、規制の空白期間中、市内通話サービスをはじめ、新規地域電話会社の料金値上げや新規サービス提供の中止等の事例が見受けられている。

規制の見直しに当たっては、秩序と予見可能性を最大限確保しつつ、各業界からの意見招請を踏まえ、新規参入事業者及び最終消費者 (ユーザー) への負担を十分に配慮した上で新制度が迅速に実現されることを要望する。

## 3. 不合理な負担軽減のための規制の統一

### (1) 州レベルの規制

- ( a ) 米国では、連邦機関において決定される通信に関する各種規制の運用の多くが各州の判断に委ねられているが、州レベルでの運用の違いが広域通信事業の障害となる場合がある。ついては、FCC は、新たに設立された組織である「政府間問題担当室」により、全米レベルでの通信に関する規制やその改正について、州レベルでの運用が迅速かつ効率的に行われるよう検討を進め、事業者の広域事業の円滑な運営を確保するよう要望する。
- ( b ) 具体的には、米国では、事業者に対して、サービスを行っている州の政府への収益実績等の報告が義務付けられているが、その報告フォーマットは州ごとに異なっている。多数州にまたがる事業を展開している事業者が、それらすべての州政府に対してそれぞれ異なるフォーマットによる報告を行うことは、事業者にとって過度の負担となっている。昨年度の規制改革イニシアティブの三年目の対話において、報告様式の簡素化及び統一化との要望を行ったが、未だフォーマットの簡素化及び統一化は実現していない。

ついては、米国政府から全米公益事業委員協会 ( NARUC ) に対し、引き続き本件に係る日本国政府の問題意識を伝えるとともに、NARUC が成果を挙げるよう具体的な働きかけを行い、NARUC での作業状況や今後の改善見通しについて日本国政府に対し情報提供を行うことを要望する。

## **( 2 ) アクセス・チャージ**

現在、米国には、接続事業者等によって、市内相互補償料金、州内アクセス・チャージ、州際アクセス・チャージの3つの異なる接続料が存在するが、米国政府がこれらの格差を解消することを要望する。

個別の接続料に関する要望事項は以下のとおりである。

### **( a ) 州際アクセス・チャージ**

州際アクセス・チャージは事業者間のいわゆる「コールズ合意」に基づき料金が決定されており、当該料金は全要素長期増分費用 ( TELRIC ) に基づいて計算された料金を下回っていることとされているが、その比較の対象となる TELRIC モデルの算定値が明らかにされていないため、コールズ合意の料金の妥当性を検証することが不可能である。ついては、モデルの詳細及び具体的な算定値を明らかにし、不透明な手続を改めていただきたい。

### **( b ) 州内市外アクセス・チャージ**

地域単位 ( LATA ) 間の接続料は、FCC 規則に基づく TELRIC 方式により算定され、各州公益事業委員会によって認可される。この算定の際に用いられる TELRIC モデルについての情報が明らかにされていないため、当該料金の妥当性を検証することが不可能となっている。ついては、各州公益事業委員会に対し、接続料を認可する際には、TELRIC に関

する情報を開示し、許可の透明性を確保するよう働きかけていただきたい。

### (c) 市内相互補償料

市内相互補償料金については、TELRIC に基づく算定方法以外の方法の使用、及び事業者間交渉による柔軟な運用が可能であることを改めて認識し、当該料金は通常の接続料とは異なるものであることを確認していただきたい。

なお、上記3つの接続料の統一を含めた事業者間精算の在り方の検討の際には、透明な手続により、最終消費者（ユーザー）の負担軽減に努めるよう要望する。

## 4．相互認証手続きに係る公平性の確保

電磁両立性（EMC）の認証に係る規制について、FCC は、連邦規則第 47 編第 2 部 948 条の規定を満たしている日本の認定機関の認定する試験データを同規定に従って受け入れることを、正当な理由無く拒んでいる。FCC は、同規定に基づき、既に米国内の試験所認定機関と協定を締結している日本の試験所認定機関を承認し、当該機関下の試験所のデータを受け入れることを要望する。

## 5．商用衛星に係る輸出許可及び TAA 許可等の処理手続き

- (1) 商用衛星の輸出許可及び技術情報移転に係る米国政府による一連の審査について、許可事務を行う国務省の国際貿易管理局が、申請処理時間の短縮につながる電子的な「ペーパーレスの」許可システムの構築を完了したことを歓迎する。米国政府は、首脳への第三回報告書を受け、新しいシステムによる許可手続の改善状況について、日本国政府に対する情報提供を継続していただきたい。
- (2) 商用通信衛星の輸出許可及び技術支援（TAA）許可について、輸出許可及び TAA 許可の審査基準が不明確であり、かつ、審査の結果、衛星通信事業者が不可欠とする試験手順書や品質非適合調査書等の情報が得られておらず、日本の衛星通信事業者の事業遂行上、将来にわたる懸念をもたらしている。ついては、米国政府は、首脳への第三回報告書を受け、米国の法律、規則及び政策に従って、手続きの遅れを最小化し、透明性を最大化する努力を継続するとともに、審査により不開示となる項目を必要最小限にしていいただきたい。
- (3) また、日本国政府は、米国衛星通信事業者が衛星を購入する際、日本のメーカーが、米国政府が課す情報開示規制のため入札関連文書の入手が遅れるなど、競争上不利な立場に置かれるのではないかと懸念を有する。米国政府は、衛星通信事業者の物品調達における公正な競争確保に配慮していただきたい。

### III．情報技術

#### 1．著作権・著作隣接権分野における米国政府の規制

##### (1) 著作権・著作隣接権の保護

インターネットの普及、デジタル技術の発展により、著作物が国境を超えて自由に流通するようになった現在、国際的に調和のとれた著作権・著作隣接権の保護が必要となっている。そのような見地から、日本国政府は、米国において必ずしも保護が十分とはいえない権利（利用可能化権、生の実演に係る権利、固定されていない著作物に係る権利、著作者及び実演家の人格権及びビデオゲームに係る貸与権の保護）を、明確かつ確実に保護することを要望する。

##### (2) デジタル・ミレニアム著作権法に関わる権利の適正な保護

米国著作権法においては、1998年のデジタル・ミレニアム著作権法（DMCA）によって追加された第512条（h）において、著作権侵害があった場合、インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）は、一定の条件のもとで、当該侵害者を特定することが可能な程度の情報を開示することを要求する文書提出命令に従う義務を負っている。

しかしながら、この文書提出命令許可の際、裁判所は権利者が提出する文書の外形的な審査のみを行い、権利侵害の有無については審査を行っていない。さらに、当該手続においては発信者が意見を表明する機会も存在しておらず、権利侵害者と目される発信者側の権利が軽んじられている可能性がある。

日本国政府は、米国の著作権法における発信者情報の開示に関わるISPへの文書提出命令について、米国政府に対し、文書提出命令を受ける発信者側の意見表明の機会の確保等を通じて、著作権の保護と発信者のプライバシーや表現の自由の保護との均衡が取れた制度が確保されることを要望する。

#### 2．知的財産権分野における日米間の協力

##### (1) 海賊版対策

デジタルコンテンツの海賊版対策に係る協力促進のあり方について、規制改革イニシアティブの枠組の下、両国間で探求及び検討することを要望する。

特に、アジア地域等における海賊版対策の協力の在り方について、日米二国間での検討を

進め、産業界と調整しつつ、知的財産の重要性について侵害発生国における理解を深めるためのシンポジウムやセミナーの開催、両国の取組に関する情報交換など具体的な方策を探っていくことを希望する。

## **(2) デジタル化・ネットワーク化への対応**

インターネットの普及、デジタル技術の発展により発生した、著作権をめぐる新たな課題への取組みについて、規制緩和に向けた情報交換を積極的に行い、円滑な技術開発、消費者の利便性を配慮しつつ、将来の著作権制度のあり方について両国間で探求及び検討することを要望する。例えば、米国著作権法第1201条に規定されているアクセス行為規制、日米両国の民間レベルで推進している不正コピーや不正流出を防ぐ暗号化処理といったデジタルコンテンツの著作権を管理する制度や、その保護のための技術的手段について、情報交換を行うことを要望する。

## IV．エネルギー

### 1．連邦エネルギー規制委員会（FERC）の諸政策の明確化、加速化

エンロン社破綻以降に多くの卸売電気事業者が経営危機に陥り、発電資産等を売却する意向を表明している中で、日本の事業者もかかる資産の買収・資本参画の可能性を検討しているが、FERC の規制方針に対する不透明感が払拭されない限り、事業の予見可能性が低く、投資意欲が喚起されない。また、首脳への第二回報告書にて米国政府が説明した「送電設備投資へのインセンティブ」に関する提案（2003年1月15日に提案）は、エネルギー省からの批判もあり、最終決定に至っていないと承知している。こうした諸政策が実施に移されていないとすれば、送電設備投資は依然として進まず、供給信頼度の低下や大停電の再発に繋がるおそれがある。

このような認識の下、日本国政府は米国政府に対し、電力卸市場に関わる FERC の規制方針・諸政策の明確化を要望する。少なくとも、命令が短期間に撤回される（命令発出後から5か月後に撤回された事例がある）懸念を払拭していただきたい。また、電力供給信頼度の改善に寄与する送電設備投資促進策の提案・実施を加速することを要望する。

### 2．連邦・州の規制の二重構造や州毎に異なる規制の改善

米国では、電力に関して、連邦政府と州による双方の規制が課せられており、参入をしようとする際に、連邦の規制とは別に州毎の規制を検討する必要がある。この二重構造が原因で、発電事業者やエネルギー関連企業の買収・売却にあたっては許認可・承認手続きが輻輳するおそれがある。また、発電プロジェクトへの参画に関して、州による電源立地（特に環境規制）の許認可手続きが大きく異なり、州によっては着工までのリードタイムが長期化するおそれがある。首脳への第三回報告書において、米国政府は、「多数存在する州規制によって生じるいかなる悪影響も限定的にするため、引き続き措置を講じていく」としているが、具体的措置は何ら採られていない。同報告書で言及されている2003年エネルギー政策（包括エネルギー）法案も未成立である。

については、外国事業者に円滑な事業展開を可能にする観点からも、FERC と NARUC との間の協議の緊密化を含む、州ごとに異なる発電設備設置などに関する許認可手続きの標準化・統一化が進展するような仕組みを構築するよう要望する。

### 3．公益事業持株会社法（PUHCA）の廃止を含む包括エネルギー法案の早期成立

現在審議が進められている包括エネルギー法案には公益事業持株会社法（PUHCA）の廃止が含まれている。PUHCA は、かねてより、小売事業者が複数の州で活動する場合に煩雑な

認可手続き等を課すことでその活動を妨げとなっているとして廃止の議論がなされてきたため、その実現が期待されるものである。よって、米国が、PUHCA の廃止を盛り込んだ包括エネルギー法案を早期に成立させるよう努力することを引き続き要望する。

#### 4．公営事業の在り方

税制面や資金調達面で優位な立場にある公営事業者に対し、その小売顧客を規制の庇護の下においたまま、自由化された卸市場及び小売市場への参入を認めることは、卸・小売いずれの市場にせよ、自由化が導入されていると称するには不十分な状況である。また、民間事業者にとって不公平なものであり、公正な競争が確保されていない。

さらに、米国の卸・小売市場の約4分の1が、実質的にアクセス不可能であることは、ビジネスを展開する上で大きな問題である。例えば、他州に先駆け全面自由化を導入したカリフォルニア州でも、実際には州最大の都市であり電力高需要地域であるロサンゼルスや IT 企業が集積するシリコンバレー地域の大部分は、公営電気事業者による規制料金が適用されており、小売事業を展開する動機を減殺させる要因となっている。特に、非規制の小売事業は、収益性（すなわち原単位あたりの利益率）が低いという事業特性があるため、規模の経済性の追求のためには、大都市等の高需要地域の小売が自由化されていないことは、参入の障害となり得る。

これら問題の解決のため、FERC の強いリーダーシップの下、米国公営電気事業者協会（APPA）、全米農村電化協同組合協会（NRECA）及び NARUC との協議等を通じ、米国卸・小売市場の約4分の1を占める公営電気事業者も卸・小売自由化の対象に含める施策の実施を要望する。

#### 5．卸市場での上限価格（プライスカップ）

いくつかの州では、電力の卸市場において上限価格を設定している場合があり、事業者が投下した費用を回収する際の障害となるおそれがある。ついては、上限価格の決定プロセスを公表するとともに、事後規制と比較して、上限価格の設定が市場支配力の乱用防止という目的に対して最も有効かつ効率的な手段であることを検証・公表することを要望する。また、首脳への第三回報告書にあった「慎重に検討」するとは、どういったプロセスを指すのかについて、説明することを要望する。

#### 6．エネルギー市場に対する信認

専ら金融取引により裁定取引を行う投機的事業者の増大や、エンロン社等の悪質な事業者による市場操作や会計操作により、エネルギー市場に対する信認は著しく失墜している。したがって、米国のエネルギー取引市場が、自由化効果を楽しむための大前提である公平・公正な競争が可能な取引市場であるといえるかどうか、疑問である。首脳への第三回報告書

において、電力取引市場の正常化、エネルギー・デリバティブに関する会計処理方式の信頼度向上に向けた諸施策が講じられていると述べられているが、再度こうした事態が起きないよう、事後検証を厳格に行い、これら施策の効果や市場の正常化の水準等を公表することで、エネルギー市場の信頼回復を図るべきである。

については、首脳への第二回報告書で紹介され、2002年10月に発効した「金融証書、包括的利益、デリバティブ等の会計基準に関する最終ルール」が実際に有効に機能しているのかどうかについて検証を行い、その結果を公表することを要望する。

## V．医療機器・医薬品

### 1．在米日本企業との定期会合

米国における医療機器・医薬品の規制等に関して、日本を含む在米外国製薬業界及び医療機器業界と FDA との継続的な意見交換の場を提供することを要望する。

なお、日本の業界が米国を訪問した場合にも積極的に同様の意見交換の場を提供することもあわせて要望する。

### 2．日米 EU 医薬品規制調和国際会議（ICH）ガイドラインの遵守

例えば、非げっ歯類長期反復投与試験については、試験期間は9ヶ月という日米 EU 医薬品規制調和国際会議（ICH）ガイドラインがあるにもかかわらず、FDA が未だに12か月の試験を要求するケースがあるように、ICH において同意された事項について米国で受け入れられていないことがある。

ガイドラインの形骸化は、FDA、申請者の両方にとってマイナスであり、既に合意に至ったガイドラインを遵守することを要望する。

なお、首脳への第三回報告書において、米国政府は、「ICH ガイドラインで定められたよりも長い期間を要求している事例数につき、最新の情報を提供する意思を有する」ことを確認したが、そのような情報は未だ提供されていない。ついては、当該情報の早期提供を強く希望する。

### 3．医療機器規制国際統合化会議（GHTF）合意事項の早期導入

医療機器規制国際統合化会議（GHTF）において同意された事項の中には、基本要件基準等、米国において導入が遅れている事項がある。FDA がすべての GHTF 合意事項を早急に導入することを要望する。

### 4．医薬品の品質管理（GMP）基準相互承認の推進

厚生省（現、厚生労働省）と FDA は、2000年12月に、医薬品製造管理及び品質管理規制（GMP）の査察報告書及び関連の情報を交換していくという協力関係について書簡を交換したところであるが、この協力関係を一層推し進め、当局による製造所の品質関連基準への適合性調査を効率化し、米国向け製品を輸出する日本の企業にとって二重の査察に対応するという負担を軽減する「医薬品 GMP 相互承認」に向けて両国政府間の更なる実質的な協議を

開始したい。

#### 5．医療機器・体外診断用医薬品の品質管理システム（QMS）基準監査協力覚書

米国政府は、医療機器及び体外診断用医薬品の品質管理システム（QMS）基準への適合性に係る監査報告書の交換に関する協力についても、2000年の医薬品GMPに係る書簡交換と同様の方法により、当局間覚書（MOU）の締結に応じるよう要望する。

#### 6．承認申請資料の治験の実施に関する基準（GCP）の相互承認

承認申請資料の治験の実施に関する基準（GCP）適合性の確認に関する事務が効率化され、新薬承認のための審査期間短縮にもつながる「GCP相互承認」に向け、GCP査察に係る情報交換を更に進め、両国政府間の実質的な協議の開始を目指したい。

第三回報告書では、「日本においてICH-GCPが導入され、経験が蓄積されてきていることを踏まえ、FDAは、日米間のGCPに関する情報交換を促進するため、厚生労働省及び総合機構の職員に対し、資源の制約の範囲内で研修を行う。」とされている。ついては、これを踏まえ、今後の具体的な進め方について協議を開始したい。

#### 7．治験用新薬（IND）資料の簡素化

治験段階での情報、特に科学的根拠に基づいた製造管理（CMC）関係について求められる資料が日本に比して過大である。また、資料のうち無関係部分についても英語への翻訳が求められており相当な負担となっている。人に投与する治験薬の品質は保証されなければならないが、治験薬製造プロセスとして未だ最適化されていない段階での情報は必要最低限とすることを要望する。

#### 8．公聴会の開催中止

予定されていた新薬承認に係る公聴会が、しばしばFDA側より一方的に開催の延期又は中止を言い渡されることがあると承知している。日本の製薬企業は、公聴会に向けた事前準備に多大な労力・費用をかけているため、中止された場合に多大な損害を被ることとなる。ついては、公聴会を予期せぬ形で一方的に延期又は中止することのないよう、開催時期等について日本の製薬企業と事前に十分調整していただきたい。

## VI．金融サービス

### 1．金融持株会社（FHC）の資格要件

米国で外国銀行が証券子会社を通じて株式・社債の引受等といった米国証券会社と同等レベルの証券業務を行うためには、2000年のグラム・リーチ・プライリー法（GLB法）に基づき、親会社である銀行本体が金融持株会社（FHC）設立の資格を取得する必要がある。

金融持株会社設立要件の一つに、申請した外国銀行が「資本が十分（Well-capitalized）」でなければならないという条件がある。米国連邦準備制度理事会（FRB）がこの基準に基づいて金融持株会社設立申請を審査する際、2000年2月8日の「監督及び規制書簡 SR00-1」に基づき「資本要件を満たす上での政府支援への依存」、すなわち公的資金注入の有無を勘案するとされており、公的資金の注入は、審査の際の否定的要素として考慮されることとなっている。

FRBは、その理由として、政府支援を受けている金融機関は競争上公平な立場にないことを挙げている。しかしながら、金融システムの安定化のために政策的に公的資金を注入された金融機関が一律に競争条件上有利な立場にあるとみなすのは、画一的にすぎるといわざるを得ず、日本国政府としては同意しかねる。については、この基準の廃止を要望する。

### 2．企業再編時の登録要件

1933年証券法規則145条により、証券の組替え、合併、証券発行を対価とする資産譲渡等、株主の承認が必要とされる企業再編に伴う新株の交付は、証券の募集や売付とみなされる。そのため、米国居住者が被買収企業の株式を10%を超えて保有している場合、買収企業は、米国会計基準による財務諸表を含む登録届出書を米国証券取引委員会（SEC）に提出しなければならない。このため、外国企業同士の企業再編においても、米国居住者が10%以上の株式を保有していれば、SECへの登録義務が課せられる。

外国企業同士により外国にて行われる企業再編において、米国当局への登録義務が課せられるのは、合理的ではないと考える。実務的にも、企業にとって、米国人の株主比率を常時把握しておくことは困難であるとともに、単に米国人株主の保有割合が10%を超えるという理由のみで、新たに米国基準での財務諸表の開示、登録を要求されるのは大きな負担である。については、登録義務の撤廃もしくは要件の緩和を要望する。

### 3．外国投資信託商品の販売に係る規制

外国投資信託を米国で公募する場合、1940年投資会社法第7条d「未登録投資会社による

取引」に基づき、SEC は当該外国ファンドを投資会社として登録することを認める命令を発動する必要がある。そのためには、「非米国ファンドに対する法律の規定を執行することが法的にも実際的にも事実上可能である、又は命令の発出が公的利益及び投資家の保護と合致する」ことを確認しなくてはならず、本要件の適用いかんによっては、外国ファンドに対して過重な負担を課し、実質的に参入制限となることが懸念される。

また、1940 年投資会社法第 7 条 d に関連した規則としては、「SEC 規則 7d-1 (登録許可命令を要請するカナダ経営投資会社のための条件及び措置の特定)」が定められているが、これは、標題が示すように、本来カナダの投資会社に対して定められた基準であり、カナダ以外の国の投資会社に同規則を適用するのは不適當であると考えられる。

仮にカナダ以外の国の投資会社に適用されるのであれば、特に以下の要件は外国ファンドにとって過大な負担となり、実質的に米国投資信託市場への参入を阻害するものとなることを懸念している。

- ( 1 ) ファンドの役員が米国居住者であること
- ( 2 ) ファンドの資産を米国内において米国の銀行に保管すること
- ( 3 ) ファンドが米国の公認会計士を使用すること

については、同条項をカナダ以外の国のファンドに適用しないよう要望する。あるいは、少なくとも上記の 3 つの要件を撤廃するよう要望する。

#### 4 . 外国の上場投資信託 (ETF) の販売に係る規制

海外で上場されている ETF を米国投資家向けに販売する場合の規制は、株式販売に係るに比べて過大なものである。米国では、株式について適用される免除条項 (1933 年証券法第 4 条 (3)) が ETF には適用されないため、常に届出書の提出及び目論見書の交付が義務付けられる。

については、日本で上場されている ETF を米国投資家に販売する場合、一般の株式と同様、届出書の提出及び目論見書の交付について適用除外とするよう要望する。